

諮問日：令和2年8月19日（令和2年度（最情）諮問第17号）

答申日：令和3年1月25日（令和2年度（最情）答申第50号）

件名：緊急事態宣言の発令に伴い，裁判所時報の休刊を決定した際に作成した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「緊急事態宣言の発令に伴い，裁判所時報の休刊を決定した際に作成した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が令和2年7月6日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。
- 2 昭和46年7月24日の参議院法務委員会における最高裁判所事務総局総務局長の答弁によれば，裁判所時報は総務局長が責任者となって発行しているものであって，最高裁判所事務総長は全体として責任を負っているにすぎない。

そのため，裁判所時報の休刊に関して，事務総長が総務局長と協議した文書が存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

裁判所時報の休刊については，最高裁判所事務総長が口頭で意思決定を行ったものであり，その過程において，司法行政文書は作成しておらず，また取得

もしていない。

念のため、本件開示申出を受け、最高裁判所内において本件開示申出文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年8月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月10日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年12月18日 審議
- ⑤ 令和3年1月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、裁判所時報の休刊については、最高裁判所事務総長が口頭で意思決定を行ったものであり、その過程において、司法行政文書は作成しておらず、また取得もしていないとのことである。当該意思決定の内容に加え、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を受け、政府において緊急事態宣言がされた令和2年4月当時の情勢も踏まえて検討すれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

苦情申出人は、昭和46年7月24日の参議院法務委員会における最高裁判所事務総局総務局長の答弁をもって、裁判所時報の休刊に関して、最高裁判所事務総長が最高裁判所事務総局総務局長と協議した文書が存在するといえる旨主張するが、上記の答弁が本件開示申出文書の存在をうかがわせる具体的な根拠を示すものとはいえないから、上記の判断は左右されない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり，原判断については，最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子